

# 「第413回判例・事例研究会」

## テーマ：遺言無効確認等請求事件

日 時	令和6年3月27日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 湊 信 明

### 【判例】

<b>事件の表示</b>	事件名 遺言無効確認等請求事件 事件番号 令和4年(受)第2332号 判 決 令和6年3月19日最高裁第3小法廷判決
<b>事件の概要</b>	<p>【日経新聞3月19日WEB記事より抜粋】</p> <p>①被上告人は2004年、養子縁組をしたおばの不動産を唯一の法定相続人として相続、登記。</p> <p>②その後10年以上過ぎた18年に遺言の存在が判明し、検認したところ、被上告人の他、上告人ら（いところ）を含む3人に「遺産を等分する」との遺言。</p> <p>③被上告人は既に時効取得が成立しており、上告人らに遺産の返還を求める権利はないとして19年に提訴。</p> <p>(注)一、二審判決などを基に作成</p>

<p>争 点</p>	<p>法定相続人が不動産を相続して10年以上たった後、他にも相続人がいるとする遺言が見つかった場合、誰が不動産を取得するか。</p>
<p>判 旨 ( 抜 粋 )</p>	<p>3 所論は、上告人Y1及びAの有する民法884条所定の相続回復請求権の消滅時効が完成していないところ、相続回復請求の相手方である被上告人は、上記消滅時効の完成前に上記各共有持分権を時効により取得することはできないというべきであるのに、被上告人による時効取得を認めた原審の判断には、法令の解釈適用の誤り及び判例違反があるというものである。</p> <p>4 民法884条所定の相続回復請求権の消滅時効と同法162条所定の所有権の取得時効とは要件及び効果を異にする別個の制度であって、特別法と一般法の関係にあるとは解されない。また、民法その他の法令において、相続回復請求の相手方である表見相続人が、上記消滅時効が完成する前に、相続回復請求権を有する真正相続人の相続した財産の所有権を時効により取得することが妨げられる旨を定めた規定は存しない。</p> <p>そして、民法884条が相続回復請求権について消滅時効を定めた趣旨は、相続権の帰属及びこれに伴う法律関係を早期かつ終局的に確定させることにある（最高裁昭和48年（オ）第854号同53年12月20日大法廷判決・民集32巻9号1674頁参照）ところ、上記表見相続人が同法162条所定の時効取得の要件を満たしたにもかかわらず、真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成していないことにより、当該真正相続人の相続した財産の所有権を時効により取得することが妨げられると解することは、上記の趣旨に整合しないものというべきである。</p> <p>以上によれば、<u>上記表見相続人は、真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、当該真正相続人が相続した財産の所有権を時効により取得することができるものと解するのが相当である。</u>このことは、包括受遺者が相続回復請求権を有する場合であっても異なるものではない。したがって、被上告人は、本件不動産に係る上告人Y1及びAの各共有持分権を時効により取得することができる。</p>

5 以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。所論引用の判例のうち、各大審院判例（大審院明治44年（オ）第56号同年7月10日判決・民録17輯468頁、大審院昭和6年（オ）第2930号同7年2月9日判決・民集11巻3号192頁）は、昭和22年法律第222号による改正前の民法における家督相続制度を前提とする相続回復請求権に関するものであって、上記判断は、上記各大審院判例に抵触するものではない。また、その余の判例は、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は採用することができない。なお、上告人Y1のその余の上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除された。よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。